

# 平成22年度離島対策事業協力評価報告書

<平成23年7月25日実施>

第三者委員会

| No. 17   | 都道府県名：鹿児島県               | 協力の対象となる市町村名：徳之島町 |                   |         |           |           |
|--|--------------------------|-------------------|-------------------|---------|-----------|-----------|
| 協力の対象となる地域：徳之島地域(徳之島)  |                          | 世帯数：11,138世帯 ※    | 人口：25,615人 ※      |         |           |           |
| 事業実施期間：平成22年2月1日～平成23年1月31日  | 海上輸送を行う者：徳之島町から補助を受けた第三者 |                   |                   |         |           |           |
| コンテナ(10ft)1基の輸送平均台数：36.3台  | 年間の輸送回数：82回 (コンテナ数延べ88基) |                   |                   |         |           |           |
| 海上輸送の方法：特定家庭用機器廃棄物を積載したコンテナを船舶に積み込み輸送する  |                          |                   |                   |         |           |           |
| 補助事業/協会集計方式  |                          |                   |                   |         |           |           |
| <pre> graph LR     C[消費者] --&gt; S((小売業者))     S --&gt; CC[中間集積所]     CC --&gt; DP[搬出港<br/>（亀徳新港）]     DP --&gt; ST[海上輸送]     ST --&gt; AP[受入港<br/>（鹿児島新港）]     AP --&gt; DS[指定引取場所名<br/>（九州産交運輸）]   </pre> <p>(総輸送距離:485 km、総輸送時間:15.4 hr )</p> |                          |                   |                   |         |           |           |
| 輸送距離：中間集積所→搬出港( 0km)搬出港→受入港(468 km)受入港→指定引取場所(17km)  |                          |                   |                   |         |           |           |
|  | エアコン                     | ブラウン管式<br>テレビ     | 液晶式及び<br>プラズマ式テレビ | 冷蔵庫・冷凍庫 | 洗濯機・衣類乾燥機 | 合計        |
| 事業実施期間中の<br>輸送量(台)   | 392                      | 1,881             | 14                | 412     | 491       | 3,190     |
| 交付した助成金額(円)  | 309,680                  | 1,166,220         | 8,680             | 663,320 | 471,360   | 2,619,260 |

※：世帯数及び人口は、平成22年国勢調査速報値

参考：協力の対象となる市町村が離島対策事業を実施した協力年度 平成21年・平成22年・平成23年

## I. 輸送の効率化(少頻度多量輸送)の評価

年間輸送回数は82回、コンテナ(10ft)数延べ88基で、コンテナ(10ft)1基あたり36.3台を輸送しており、覚書に記載された少頻度多量輸送を実施していると認められる。

## II. その他 市町村の責務の遂行状況の評価(推奨すべき点を含む)

- ① 実績報告書に記載されたところによれば、この補助金制度により小売店の積極的な収集運搬がなされ、不法投棄の防止に役立っているとのことである。
- ② 徳之島からの排出量の大半が、本事業の対象になっているものと認められる。
- ③ 徳之島町の責務(I. 及び II. ①、②)に掲げるものを除く。)は適切に遂行されているものと認められる。